明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農産物検査法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三二）　一

〔告　示〕
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく事務所の場所を告示する件（個人情報保護委五）　一
○銀行法第五十五条第二項の規定による同法第五十二条の九第一項の認可の失効に関する件（金融庁一八）　二
○渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の付表の改正に関する書簡の交換に関する件（外務一〇三）　二
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のサウジアラビア王国及びシンガポール共和国による批准に関する件（同一〇四）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一〇五）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一〇六）　四
○円借款の供与に関する取極の修正に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（同一〇七）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一〇八）　五
○重要無形文化財の保持者の認定及び指定が解除された件（文部科学七九）　五
○重要無形文化財の保持者の認定が解除された件（同八〇）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産九三六～九四〇）　六
○保安施設地区の指定をする件（同九四一）　七
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（同九四二）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六二二～六二六）　七
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき船級協会の登録を更新した件（同六二七）　八
○道路に関する件（中国地方整備局五七）　八
○吉野川水系の指定区間外における河川区域の指定に関する件（四国地方整備局六三）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕
内閣　内閣府　金融庁　復興庁　新潟県　石川県　長野県　愛媛県　大阪市　九

〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
官庁事項　一二
登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示（国土交通省）　一二
登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示（同）　一二
中部地方整備局公示（中部地方整備局）
労　働　一二
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一二

〔公　告〕
諸事項　一二
官庁　一二
財団、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会、建設業の許可の取消処分関係　一二
裁判所　一三
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等　一三
国土交通省共済組合定款の一部変更関係　一三
会社その他　一三

省　令

○農林水産省令第三十二号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）を実施するため、農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月五日

農林水産大臣　森山　裕

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　農林水産大臣は、農産物検査員の求めがある場合その他必要があると認める場合には、前項の名簿を更新するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。